

3月31日付けで退職される方へ

(割愛退職される方・4月から再任用職員となる方・臨時・非常勤職員を退職される方は除く)

給与振込口座はしばらくの間、解約しないでください。

3月実績分の手当や追給により、4月16日に給与が支給される場合がありますので、給与振込口座は当分の間、解約しないでください。

また、在職中に支払われた手当の認定内容や時間外・休日勤務等の実績が変更となる場合があります。その場合は、退職時の所属を通じて、書類の送付先（追給の場合は振込先も）を照会しますので、よろしくお願いします。

特に、2月又は3月分給与で3箇月定期の通勤手当が支給されている方は、4月中旬に総務事務センターから過払い分の納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載された期日までに必ず返納してください。

4月1日以降、住所を変更される方は、別紙にてお知らせください。

平成31年分給与所得の源泉徴収票は、平成32年1月中旬頃に現在登録されている住所へ送付する予定です。転居される場合は、別紙により総務事務センターへご連絡ください。

なお、再就職先の年末調整で源泉徴収票が必要となった場合は、その時点で交付しますので、総務事務センターへご連絡ください。

※ 源泉徴収票は、確定申告時に必要な場合がありますので、発行後は大切に保管し、紛失しないようにご留意願います。

※ 退職手当に係る源泉徴収票については、下記へお問い合わせください。

知事部局・・・職員厚生課（電話088-823-9169）

学 校・・・教職員・福利課（電話088-821-4905）

警 察・・・警察本部警務課

住民税について

平成30年度分の平成31年4月及び5月支払分については、退職手当から一括徴収されます。

平成31年度分（平成30年1月から12月までの収入に係るもの）については、平成31年6月頃に市町村役場から納入通知書が送付されます。

児童手当について

公務員（公益法人等に派遣されている職員を除く）は所属庁から支給されますが、公務員でない方は、お住まいの市町村から支給されます。申請しないと、市町村から支給されません。支給要件に該当する方は、退職した日の翌日から15日以内に、お住まいの市町村への申請が必要です。

* 申請方法等はお住まいの市町村にご確認ください。

【連絡先】

総務事務センター（給与担当）

電話 088-823-9876・9701

総務事務委託先（給与担当）

電話 088-823-9715

総務事務センター 給与担当 行き
(Fax 088-823-9266)

退職時所属
職員番号
氏 名

私の平成31年4月以降の住所については、次のとおりです。

郵便番号	
住 所	